

高知県養殖業デジタル化促進事業費補助金交付要綱の一部改正について

1 改正の概要

補助金の年度繰越手続きに関する規定、様式の追加、修正

2 改正箇所

(1) 第9条の2

- ・繰越承認申請、年度終了実績報告に関する規定の追加

(2) 附則

- ・要綱の有効期限を「令和5年5月31日」に延長

(3) 第4号様式（第8条関係）

- ・様式の標題を修正

変更前：令和3年度消費税仕入控除税額等報告書

変更後：令和__年度消費税仕入控除税額等報告書

(4) 第5号様式（第9条の2関係）

- ・繰越承認申請書（様式）の追加

(5) 第6号様式（第9条の2関係）

- ・年度終了実績報告書（様式）の追加